令和６年度白河市入学一時金貸与募集要項

白河市教育委員会

白河市入学一時金貸与事業は、学校教育法に基づく大学又は専修学校（修業年限が２年以上の専門課程に限る）に進学する予定の者の保護者（親権者もしくは後見人又は実際にその学生を保護する者）で入学一時金の貸与を必要と認められる者に対して貸与を行い、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に貢献することを目的としています。

令和６年度の被貸与希望者(申請人)を下記により募集します。

記

１　申請人の応募要件

次の各号のすべてに該当すること。

(1)令和７年４月に学校教育法に規定する大学（短期大学含む）又は専修学校（修業年限が２年以上の専門課程に限る）に入学を許可された学生の保護者であること

(2)　経済的理由により借受けを必要とする者であること。

(3)　市内に引き続いて３年以上居住する者であること。

(4)市内に居住する保証の能力を有する保証人が２人あること。

(5)前年の所得（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 313 条に規定する総所得金額をいう。）が 450 万円以下であること。

(6)市税を滞納していないこと。

２　貸与額（無利息）

70 万円以内（医師・歯科医師課程は 100 万円以内）

３　出願手続き

志望者は、白河市入学一時金貸与申請書（第１号様式）に必要事項を記入し、下記書類を添えて教育委員会に提出してください。

４　申し込み時の提出書類

(1) 白河市入学一時金貸与申請書（第１号様式）

(2) 住民票（世帯全員の写し）

(3) 未成年後見人の場合にあっては、それを証明する書類（被後見人の戸籍謄本）

(4) 申請人の印鑑登録証明書

(5) 申請人の令和６年度所得課税証明書

(6) 申請人の令和５年度市税の納税証明書（申請者に課税されている全ての税目）

(7) 進学予定者の成績証明書（第１学年、第２学年、第３学年の１学期）

※進学予定者が在学している学校に交付を依頼してください。

裏面あり

5　提出先

白河市教育委員会 教育総務課（白河市役所本庁舎３階）　電話 22-1111（内線 2361）

6　受付期間

令和６年 10 月 15 日（火）から令和６年 12 月 13 日（金）まで

※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に**必着**のこと。

7　被貸与者の決定

白河市奨学生選考審査会で審査し、教育委員会が決定します。

決定時期　令和７年２月上旬頃

貸与決定後に提出いただく借用証書等の必要書類は決定後、別途通知いたします。

なお、借用証書には保証人２名が必要となります。

8　貸与の時期

提出いただいた必要書類の確認が取れ次第、貸与希望額を申請人に一括で貸与します。

令和７年２月～3 月の振込を予定しています。

9　返還

貸与した入学一時金は、対象の学生が在学する学校の修業年限が終了した年から６年以内（医師・歯科医師の課程は７年以内）に、その全額を年賦又は月賦で返還していただきます。

また、全額または一部の額を繰り上げて返還することもできます。